

市立伊勢総合病院 新病院患者利便施設運営事業
(売店、レストラン・職員食堂等、自動販売機)に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、市立伊勢総合病院（以下「管理者」という。）が、平成31年1月に開院予定の新病院（以下「新病院」という。）における患者利便施設運営事業（売店、レストラン・職員食堂等、自動販売機）（以下「新病院患者利便施設運営事業」という。）の事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

(1) 事業名

新病院患者利便施設運営事業

※本事業の参加形態については、単独企業の参加だけでなく、複数企業での参加も認めるものとする。ただし、複数企業で参加する場合は、代表となる企業（以下、「代表企業」という。）が応募すること。

(2) 事業の内容

市立伊勢総合病院 新病院患者利便施設運営事業仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 新病院について

概要

規模	延床面積：約25,304㎡（病院本体のみ）
病床数	総病床数：300床
階数	地上6階

工事スケジュール（予定）

実施設計・建設期間	平成28年10月から平成30年9月
竣工・引渡し	平成30年9月28日まで
移転準備期間	引渡日から3ヶ月程度

ただし、工期短縮により、一部引渡日以降のスケジュールが前倒しされる場合がある。

また、平成30年度より現病院の解体工事並びに駐車場整備工事を予定している。

(4) 現病院について

入院患者数	189人（平成28年度1日平均）
外来患者数	524人（平成28年度1日平均）
職員数	556人（平成30年4月1日現在）

(5) 貸付許可期間（予定）

開院日から平成36年3月31日まで

新病院開院までの準備期間は、工期スケジュールに合わせて、事業者が必要な期間を設定し、管理者と協議すること。

平成30年度以降において、本事業に係る管理者の予算の削除及び事業継続が不可能となった場合、管理者はこの許可を解除することができる。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）に基づく会社更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (4) 食品衛生法（昭和22年法律第235号）に基づく飲食店営業許可その他飲食店の営業に係る必要な許可を有しており、新病院において食堂・レストラン等の営業に必要な許可が受けられる見込みがある者であること。
- (5) 食品衛生法その他の食品の営業に関する法律に基づく許可の取消し等の処分を過去2年間受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 平成26年度以降に、300床以上の病院で事業項目「売店」「レストラン・職員食堂等」をそれぞれ一度は履行した実績を有すること。（ただし、それぞれに1年以上事業契約履行実績があること。）
- (8) 売店運營業務にコンビニエンスストアで参加する場合は、運営会社（チェーン本部）の直営、又はフランチャイズ加盟店とする。ただし、同一フランチャイズからの応募可能事業者は1事業者のみとする。

4 交付資料及び交付方法

(1) 交付資料

- ア 実施要領（本資料）
- イ 別表「提案項目・内容、評価点」
- ウ 仕様書
- エ 仕様書別紙「売店、レストラン・職員食堂配置図」
- オ 仕様書別紙「厨房機器配置図」
- カ 仕様書別紙「厨房機器リスト」
- キ 仕様書別紙「自動販売機設置図」
- ク 工事区分表
- ケ 様式
 - (ア) 参加申込書（様式1号）
 - (イ) 会社概要、事業実績書（様式2号）
 - (ウ) 質問書（様式3号）
 - (エ) 提案書等提出書類（様式4号）
 - (オ) 提案書（様式自由）

(2) 交付方法

- 4 (1) アからケについては、病院ホームページよりダウンロードすること。

5 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1号）（代表企業のみ）

イ 会社概要、事業実績書（様式2号）

企業と構成企業とで参加する場合は、企業毎に記載し提出すること。

事業実績について、事業実績を証明する書類（契約書のコピー等）を事業項目毎に添付すること。なお複数件ある場合は、任意の1件の書類添付のみでよい。

なお、売店運營業務にフランチャイズ加盟店で応募する場合は、運営会社とのフランチャイズ契約書の写しを添付すること。

また、代表企業が伊勢市の入札参加資格者名簿に登録のない場合は、3（1）～（3）及び（6）等を確認する書類として、登記簿謄本、納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、事業税）、財務諸表（直近3年間分）を提出すること。（写し可）

（2）提出期限

平成30年9月21日（金）17時

（3）提出部数

各1部

（4）提出方法

持参または郵送

（5）プロポーザル参加の可否

受付後、参加資格の有無を判断し、参加申込事業者に参加資格の有無について通知する。

（6）その他

参加申込書（様式1号）の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

6 質問および回答

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、次のとおり提出すること。

ただし、募集についての質問にのみ回答する。原則として、個別の回答はしない。

（1）提出書類

質問書（様式3号）

（2）提出期限

平成30年9月26日（水）15時

（3）提出方法

電子メールで提出すること。

電子メール送付の際は、件名を「新病院患者利便施設運営事業に係るプロポーザルに関する質問について」とすること。

なお、不着等の事故を防ぐため送付後、電話で送付の旨を連絡すること。

（4）質問への回答

平成30年9月27日（木）17時までに、全参加者に回答を公表する。

なお、質問の回答は、実施要領または仕様書の追加・修正とみなす。

7 提案書等の提出

病院の患者向けサービスや利便性の向上、職員への福利厚生向上を目的とし、仕様書の想定以

上の提案も積極的に行うこと。

(1) 提出書類

提案書（提案①～⑦）（様式自由）は、各ページに通し番号を振り、左綴じ止めで提出すること。

(2) 提出期限

平成30年10月3日（水）15時

(3) 提出部数

正本 1部、副本 9部

(4) 提出方法

持参

(5) 提案書の内容

別表の提案内容を参照すること。

(6) 留意事項

- ア 用紙の規格はA3版またはA4版、片面印刷で作成すること。
- イ 項目毎の枚数を厳守し、具体的かつ簡潔に作成すること。
- ウ 仕様書を参照し、事業目的達成のために必要な事項を記載すること。
- エ 文字を補完するためにイラスト、イメージ図等を使用することができる。

8 プレゼンテーション及びヒアリング

提出書類の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを下記のとおり実施する。

(1) 実施日

平成30年10月中旬

実施日時、場所等、詳細については、後日通知する。

(2) 注意事項

- ア 参加申込書受付順に実施する。
- イ 当日配布資料は認めない。
- ウ 提案書の内容、別表の順序に沿ったプレゼンテーションを実施すること。
- エ 提案内容のプレゼンテーション及びヒアリングには、当該事業責任者が出席することとする。なお、会場に入室できる者は、説明を行う者を含めて3人以内とする。
- オ 1参加者あたりのプレゼンテーションの時間は20分間、ヒアリングに15分間を割り当て、合計35分程度とする。スクリーン及びプロジェクターは管理者が用意するものを使用すること。
- カ ヒアリングは、プレゼンテーションの内容及び審査書類に関し行うものとする。

9 選定方法

公募により事業に係る提案書等の提出を受け、提出書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に審査したうえで、新病院患者利便施設運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）によって、優先交渉権者、次点者を選定する。

(1) 次に定める者のうち、最高得点者を優先交渉権者として選定するものとする。

- ア 参加資格を有する者

- イ 評価点から価格点を除いた合計点の6割以上を獲得している者
- (2) 最高得点者が2者以上あるときは、管理者への売上歩合が高い者を優先交渉権者とする。
- (3) 提案者が1者の場合であっても、2者以上の場合と同様に提案審査を実施する。
- (4) 評価点及び価格点は別表のとおりとする。

10 審査結果

(1) 審査結果の通知

最終選定結果はプレゼンテーション及びヒアリング実施日の翌日中までに管理者ホームページ上に公表し、審査結果通知書を発送する。なお、審査結果の問い合わせについては一切応じない。

(2) 優先交渉権者との交渉

審査により選定した優先交渉権者と提案内容及び管理者の意向について協議調整を行い、決定に至れば事業者として決定する。

ただし、その者が交渉時まで前記3 参加資格の各号の要件を満たしていないと判断された場合や、辞退その他の理由から交渉が不可能となった場合には、次点の者と交渉を行うものとする。

(3) 失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ア 提案書等必要な書類に不備がある、または提出期限に遅れた者
- イ 提出書類に虚偽の記載をした者
- ウ プレゼンテーションの実施に遅れた者
- エ 前記3 参加資格の各号の要件を満たしていないと判断される者
- オ 参加申込書を提出した者が審査委員に直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

11 その他

- (1) 各提出書類（質問書含む）の持参・郵送・着信確認の電話等は代表企業のみが行えるものとする。
- (2) 各提出書類（質問書含む）の提出は、土・日・祝を除く9時から17時までとする。
- (3) 押印の必要な箇所については、社印及び代表者印を押印すること。
- (4) 本プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円とする。
- (5) 提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (6) 提出書類は、提案者に返却しない。
- (7) 提出書類の受領後の差替えおよび再提出は認めない。
- (8) 提出書類以外に必要と認める場合、追加資料を求める場合がある。
- (9) 本提案に係る情報公開請求があった場合は、伊勢市情報公開条例等の法令に基づき、提出書類を公開することがある。
- (10) 提出された書類は、本提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。

1 2 事務局、提出書類等の提出先

〒516-0014

伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院 病院総務課

電話 0596-23-5111 (内線 215)

電子メール hos-soumu@city.ise.mie.jp